

# 名古屋大学 IB 電子情報館 1階 プレゼンテーションスペース ネーミングライツ(命名権)事業 募集について

2024年4月16日

以下のとおり、ネーミングライツ事業(※)を募集しますので、応募される方は、募集要項を熟読のうえ、申請書を締切日までにご提出ください。

## 1)対象施設等

名古屋大学 IB 電子情報館 1階 プレゼンテーションスペース(306㎡)

**IB電子情報館**

**スペース外部通路から**

**ピロティ**

① ②

地下鉄出口直結の好立地

電気・情報工学系講義室前の廊下

工学部・附属学校エリアへの通学経路

↓

**工学部学生・附属学校生徒へ抜群の訴求力!**

**地下鉄出口接続部** ⑤

**プレゼンテーションスペース**

③ ④

地下鉄からの動線

地下鉄からの動線

## 2)命名権の付与期間

4年以上とします。ネーミングライツ使用開始時期は、命名権者の決定を通知した事業者等との協議により決定します。

## 3)申請書提出締め切り

2024年5月15日(水)17:00 必着

## 4)応募資格

募集要項記載のとおり

## 5)選定方法

応募資格, 応募条件(命名権料, 契約期間), 愛称その他の提案内容, 経営状況等を総合的に審査し決定します。(応募者が1者のみの場合も, 命名権者としてふさわしいかどうかを審査します。)なお, 命名権料が, 本学が設定する命名権料の最低価額(非公表)に達しない場合は選定を見送ります。

## 6)問合せ先

国立大学法人東海国立大学機構財務部財務課財務戦略グループ

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL:052-789-2053

E-mail:zaisen@t.thers.ac.jp

### ※ネーミングライツ事業

契約により, 本学が事業者等(法人, 法人以外の団体(以下「法人等」という。)若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。)に, 本学の施設等の愛称を決定する権利である命名権を付与し, 命名権を付与された事業者等からその対価として命名権料を得る事業。

名古屋大学 IB 電子情報館 1 階プレゼンテーションスペース ネーミングライツ事業  
募集要項

国立大学法人東海国立大学機構（以下「機構」という。）は、「東海国立大学機構広告掲載取扱規程」及び「東海国立大学機構ネーミングライツ事業実施要項」に基づき、自己収入の拡大を図り、機構の運営、教育及び研究に資することを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、機構が事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。）に、機構の施設等（東海国立大学機構固定資産等取扱細則（令和 2 年度機構細則第 54 号）第 2 条第 1 号イに規定する建物及び構築物）の愛称を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された事業者等（以下「命名権者」という）からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

2. 対象施設等

名古屋大学 IB 電子情報館 1 階 プレゼンテーションスペース  
（名古屋市中種区不老町 名古屋大学東山キャンパス）

3. 応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある者
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に定める風俗営業者
- ③ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に定めるインターネット異性紹介事業者
- ④ 機構から建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けている期間中の者
- ⑤ 国、自治体等から違法又は不適當な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中の者
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中の者
- ⑦ その他次に掲げる商品又はサービスを取り扱う者
  - 一 調査会社、探偵事務所等に関するもの
  - 二 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
  - 三 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はこれに類する取引に関するもの
  - 四 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの

- 五 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
- 六 消費者金融に関するもの
- 七 賭博又はギャンブル等（ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）第 2 条に定めるものをいう。以下同じ。）に関するもの
- 八 法令等による規制の対象となっていないが、社会的に問題となっているもの

#### 4. 命名権の付与期間

命名権を付与する期間は、4 年以上とします。

#### 5. 命名権の付与条件

##### (1) 愛称

- ① 命名する愛称は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設に相応しい愛称及び愛称を掲出する看板等として、以下の各号に該当するものは使用できません。
  - ・ 法令等に違反するもの
  - ・ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの
  - ・ 基本的人権を侵害するもの
  - ・ 政治性又は宗教性があるもの
  - ・ 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
  - ・ 個人又は法人の名刺広告
  - ・ 内容又は責任の所在が不明確なもの
  - ・ 虚偽若しくは事実と異なる内容を含み、又は事実を誤認させるおそれがあるもの
  - ・ 比較広告
  - ・ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
  - ・ たばこに関するもの又は喫煙を促すもの
  - ・ 賭博又はギャンブル等に関するもの
  - ・ アルコール飲料に関するもの
  - ・ その他広告掲載するものとして機構が不適切と判断したもの
- ③ 組織等の正式名称は変更せず愛称を命名することとし、原則、契約期間中は、愛称の変更をすることができません。また、必要に応じて、正式名称を使用させていただくことがあります。

##### (2) 命名権者のメリット

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称サイン、案内看板等を設置できます。なお、愛称サイン等の内容（デザインや大きさ等）等及び設置場所については、機構と協議が必要です。また、愛称サイン等の設置、変更及び命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は命名権者の負担とします。
- ② 機構または大学の公式ホームページ等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を積極的に使用します。ただし、パンフレット、シラバス等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。（広報媒体に

よっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。)

- ③ 愛称使用期間（契約期間）終了の6か月前までに契約延長を申し入れた場合は、当該施設等の契約延長について協議を行います。

## 6. 応募方法

### (1) 提出書類

- ① 施設等指定型ネーミングライツ事業実施申込書
- ② 提案内容(愛称掲出のレイアウト案 等)が分かる書類
- ③ 法人等の概要を記載した書類（会社概要）
- ④ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑤ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- ⑦ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）
- ⑧ 本要項3. 応募資格の①～⑦に該当しないことを証する書類

### (2) 締め切り

2024年5月15日（水）17:00

### (3) 申込書提出先

国立大学法人東海国立大学機構財務部財務課財務戦略グループ  
〒464-8601 名古屋市千種区不老町  
T E L : 052-789-2053  
E-mail : zaisen@t.thers.ac.jp

## 7. 選定方法

選定に当たっては、応募資格、応募条件（命名権料、契約期間）、愛称その他の提案内容、経営状況等を総合的に審査し決定します。なお、応募者が1者のみの場合も、命名権者としてふさわしいかどうかを審査します。また、命名権料が、機構が設定する命名権料の最低価額（非公表）に達しない場合は選定を見送ります。

## 8. 選定結果の通知、公表

選定結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、命名権者を選定しないこととします。また、契約を締結した後、その法人名、施設等の「愛称」等について機構または大学のホームページ等で公表します。

## 9. 契約の締結

機構は、命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。

## 10. 命名権料の納入

機構が発行する納入依頼書で指定された期日までに、指定した預金口座に原則として

一括で納入していただきます。

#### 1 1. 契約の解除

- ① 機構は、以下の各号いずれかに該当するとき、命名権の付与を直ちに取消し、契約を解除します。
  - 一 命名権者が機構の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させた場合
  - 二 命名権者が社会的信用を著しく損なう不祥事を起こした場合
  - 三 命名権者が倒産又は破産等をした場合
  - 四 命名権者が広告掲載の取下げを申し出た場合
  - 五 命名権の契約締結後において、命名権者が 3. 応募資格のいずれかに該当することとなった場合
- ② 機構は、以下の各号に該当するとき、一定の期間を定めて改善すべき旨を催告します。当該期間内に改善されなかったときは、機構は、命名権の付与を取消し、契約を解除します。
  - 一 指定する期日までに命名権料の納付がない場合
  - 二 指定する期日までに愛称サイン等の内容案の提出がない場合
  - 三 その他機構が広告掲載に関し、命名権者に改善を求めることが相当であると認めた場合
- ③ 上記により契約を解除した場合、原則、既納の命名権料は返納しません。

#### 1 2. その他留意事項

- ① 申込に要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

#### 1 3. 問い合わせ先

現地視察のご要望等がある場合は、下記へお問い合わせください。

国立大学法人東海国立大学機構財務部財務課財務戦略グループ

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

T E L : 052-789-2053

E-mail : [zaisen@t.thers.ac.jp](mailto:zaisen@t.thers.ac.jp)

年 月 日

国立大学法人東海国立大学機構長 殿

申込者

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

施設等指定型ネーミングライツ事業実施申込書

2024年4月16日に公募のありました名古屋大学 IB 電子情報館 1階 プレゼンテーションスペースネーミングライツ事業について、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

愛称（案）		
愛称の理由		
命名権付与期間（案）	年 月 日 から 年 月 日まで	
命名権料	円（年額／税抜）	
連絡先	担当者氏名	
	電 話	( )
	F A X	( )
	E-mail	
仲介の指定広告代理店名	※仲介した当機構指定広告代理店があれば名称を記載すること	

#### 関係書類

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 提案内容（愛称掲出のレイアウト案 等）が分かる書類
- (3) 定款，寄附行為その他これらに類する書類
- (4) 法人の登記事項証明書
- (5) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- (6) 国税，地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）
- (7) 募集要項3. 応募資格の①～⑦に該当しないことを証する書類



## ネーミングライツ事業実施契約書（案）

国立大学法人東海国立大学機構（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、甲が所有する施設等の愛称を決定する権利（以下、「命名権」という。）の付与に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本契約は、命名権について基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

### （命名権）

第2条 甲は、乙に対して、本契約に定めるところにより以下の施設等の命名権を付与する。

対象施設等：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

### （愛称）

第3条 対象施設等の愛称は次のとおりとする。ただし、甲は、対象施設等の名称は変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく、施設等の名称を使用することができる。

「〇〇〇」

- 2 甲は、前項の愛称を積極的に使用しなければならない。
- 3 本契約期間内において、乙は愛称を変更することはできない。ただし、甲が特に必要と認めるときは、この限りではない。

### （名称表示サイン、案内看板等の設置）

第4条 乙は、甲と協議のうえ、対象施設等及び甲の構内に新たに名称表示サイン、案内看板等（以下「サイン」という。）を設置することができる。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は、甲が設置した対象施設等及び甲の構内のサインについて、愛称に変更することを申し入れることができる。
- 3 前2項に定めるサインの内容（デザインや大きさ等）、設置箇所及び掲示方法等については、甲の定める基準に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定めるサインの設置及び変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 5 第1項に定めるサインの所有権は乙に帰属し、第2項に定めるサインの所有権は甲に帰属するものとする。
- 6 本契約が契約期間の満了又は解除により終了したときは、乙は、甲が指定する日までに、乙の費用負担により原状回復するものとする。

7 前項に規定する原状回復を乙が行わない場合、甲は、乙の同意を得ることなく、乙の費用負担により原状回復を行うことができる。

(サインの管理)

第5条 前条第1項及び第2項に定めるサインの修繕等、維持管理に要する費用については、乙が負担する。また当該サインにより第三者に損害が生じた場合の責任は、乙が負うものとする。

(命名権に付帯する諸権利等)

第6条 甲が、本契約に基づき乙に提供する諸権利等は、次に掲げるとおりとする。

- 一 甲は、甲が管理する出版物やホームページ等を通じて、愛称の普及と定着に努力する。
- 二 乙は、対象施設等の命名権が付与されていることを、乙の管理する出版物やホームページで表示することができる。
- 三 前各号に定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲が書面により許可した場合に限り、これを認める。

(契約期間)

第7条 本契約の契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、契約期間満了日の6ヶ月前までに乙から契約期間延長の申し出があった場合、甲乙協議の上、その可否を決定するものとする。

2 愛称の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本契約が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。

(命名権料)

第8条 本契約に基づく命名権料は、年額〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。ただし、令和〇〇年度については、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。

2 乙は、前項に定める命名権料について、甲が発行する納入依頼書により、各年度の5月31日までに支払わなければならない。ただし、令和〇年度については、令和〇年〇月〇日までに支払わなければならない。

3 乙が、前項に規定する日までに本条第1項に規定する金額を納付しないときは、支払期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年率3パーセントの割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(知的財産権の無償使用)

第9条 乙が、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

- 2 知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途定めるものとする。
- 3 標示された愛称が第三者の知的財産権を侵害した場合には、乙は自らの責任と負担においてこれを解決し、甲には一切迷惑をかけないものとする。

（損害賠償）

第10条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約解除）

第11条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、第7条第1項に定める契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

- 一 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
  - 二 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
  - 三 本契約に定める条項に違反したとき。
  - 四 乙が、法令、甲の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
  - 五 乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
  - 六 乙の都合により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。
  - 七 その他甲が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。
- 2 乙が前項第6号により、本契約を解除するときは、希望する契約解除日の1ヶ月前までに、甲に申し入れなければならない。

（命名権料の返還）

第12条 甲は、前条の規定に基づき、本契約を解除したとき、乙が既に支払った命名権料を返還しないものとする。ただし、前条第1項第7号に基づき、本契約を解除したときには、命名権料の返還について甲乙協議のうえ決定する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があった場合には、甲は第11条第1項第3号に基づき本契約を解除できる。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、業務の実施に関し知りえた甲の秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(疑義に関する協議)

第 15 条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第 16 条 本契約に関して紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 名古屋市千種区不老町 1

国立大学法人東海国立大学機構

機構長 松尾 清一

(乙) ○○○○○○

○○○○○○○○

○○ ○○○ ○○